

# 第2子以降の満3歳未満のお子さんを家庭で保育する世帯に 手当を支給します！

【令和3年度から越前市在宅育児応援手当の対象者を拡充しています】

## 対象児童

世帯における第2子以降の満3歳未満のお子さんで、保育所等に入所していないお子さん

※保育所等…保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園

## 支給対象者①(次の要件すべてに当てはまること)

- 対象児童が0歳(生後8週間～)または2歳
- 対象児童の育児休業給付金を受給していない世帯
- 世帯年収が360万円未満相当

## 支給対象者②(令和3年度からの拡充分)

- 対象児童が1歳  
お子さんが1歳の場合は育児休業給付金の受給や、世帯年収に関係なく支給対象となります。

※対象児童の児童手当等の受給者に支給します。

児童手当等の受給者が対象児童と同居していない場合は、対象児童と同居する養育者に手当を支給します。

※生活保護法による保護を受けている場合は支給対象外になります。

## 支給額

対象児童1人につき、月額1万円を支給します。

## 在宅育児応援手当の支給を受けるには申請が必要です

申請書等は市ホームページまたは子ども福祉課(市役所7番窓口)にあります。  
申請は随時受付しております。

申請いただいた書類を審査し、申請翌月に支給決定または却下を通知します。  
支給決定となった場合、申請翌月から支給対象月となり、支給要件を満たさなくなるまで  
手当の支給を行います。

## 手当は年3回の支給月にまとめてお支払いします

6月支払…1～4月分      10月支払…5～8月分      2月支払…9～12月分

その他ご不明な点は、お問い合わせください。

[問合せ先]

越前市役所 子ども福祉課 (市役所7番窓口)

TEL : 0778-22-3006